

## キャリア・カウンセラー資格更新基準

- 第1 資格更新申請者は評価基準により 70 点以上の評点を得た上で、書類審査を受けることができる。
- 第2 評点は以下の基準で与えられる。ただし、資格有効期間中に、**A領域（キャリア・カウンセラー研修講座）1 回以上の参加必須、B領域の「研究大会」「研究セミナー」のそれぞれ 1 回以上の参加必須、A～C 領域の合計 30 点以上を必須とし、A～E 合計 70 点以上でなければならない。**
- 第3 各領域の配点は、満点をあらわしており、評価点については資格認定委員会の判断による。

### A キャリア・カウンセラー研修

- (1) 資格取得後の本学会の「キャリア・カウンセラー研修講座」への参加  
※講師：20 点、受講者：10 点（1 回につき）

### B 研究・研修活動

- (1) 資格取得後の本学会の「研究大会」「研究セミナー」への参加並びに本学会地区部会の研究・研修会への参加（1 回につき）  
※講師：10 点、研究発表者：10 点、参加者・受講者：5 点
- (2) 本学会の主として資格認定委員会が開催する「特別講座等」（研修講座を除く）への参加  
※講師：10 点（1 講座につき）、受講者：5 点（1 講座 90 分につき）
- (3) 資格取得後の文部科学省、厚生労働省、経済産業省、都道府県教育委員会などの主催するキャリア教育、進路指導・カウンセリング等の研究会・研修会への参加（1 回につき）  
※講師：10 点、研究発表者：10 点、参加者・受講者：5 点
- (4) 資格取得後の日本進路指導協会、全国小学校キャリア教育研究協議会、全国中学校進路指導・キャリア教育連絡協議会、全国高等学校進路指導協議会等の学校教育に関連する研究・研修講座への参加（1 回につき）  
※講師：10 点、研究発表者：10 点、参加者・受講者：5 点
- (5) 資格取得後の本学会が認める学会への参加（1 回につき）  
研究発表者・シンポジスト等：10 点（進路指導、キャリア支援関連のテーマ）  
参加者・受講者：5 点
- (例) 日本カウンセリング学会、日本キャリアデザイン学会、日本教育カウンセリング学会、日本教育心理学会、日本キャリア・カウンセリング学会、日本産業教育学会、日本心理学会、日本発達心理学会、などがある。これ以外の学会の場合も、キャリア教育にかかわる**日本学術会議協力学術研究団体**であること。但し、IAEVG、ARACD、日本産業カウンセラー協会、日本教育カウンセラー協会、日本スクールカウンセリング推進協議会、日本進路指導協会などは特に同等と認める。などは特に同等と認める。

注：IAEVG（International Association for Educational and Vocational Guidance）、ARACD（Asian Regional Association for Career Development）

- (6) 資格取得後、大学、大学院、短期大学において「キャリア・カウンセリングに関わる単位を履修した場合、2 単位につき 10 点。なお、同上大学において聴講生・履修生として、同上の単位を履修した場合にも同等の扱いとする。

### C 実務経験

- (1) 資格取得後、大学・短期大学等でのキャリアに関わる講義・演習を授業（15 コマを目安）として担当：1 年間で 10 点、キャリアに関わる講義・演習を講座として年間数回担当：1 年間で 5 点（科目・講座例：進路指導、カウンセリング、生徒指導、特別活動、キャリア講座、キャリア教育等）
- (2) 資格取得後、中学校、高等学校における進路指導主事（進路指導主任）及び、専修学校、各種学校、大学、短大等でキャリア教育、進路指導、就職指導を常勤として担当：1 年につき 10 点
- (3) 資格取得後、学校、教育相談所（センター）、企業あるいは行政機関等の相談機関におけるキャリア支援。（専任）：1 年につき 10 点、（非常勤）：1 年につき 5 点、但し同一年において非常勤が重なる場合、年 10 点を超えないものとする。
- (4) 資格取得後、小学校、中学校、高等学校のクラス担任の経験、学生や社会人の相談業務を適宜担当：1 年につき 5 点
- (5) 教育管理職（校長、副校長・教頭、指導主事など）の経験：1 年につき 10 点
- (6) 上記にあてはまらない資格取得後のキャリア・カウンセリングの実践（中学・高校の担任の経験、大学生、専門学校生、社会人等のキャリア教育、進路指導・進路相談等）：ケースレポート等具体的な内容を提出し、その内容に応じて 5 点から 20 点の範囲で評価が与えられる。

### D 研究・執筆活動

- (1) 資格取得後のキャリア教育、キャリア・カウンセリングに関する著書（ただし単著に限る）40 点
- (2) 資格取得後のキャリア教育、キャリア・カウンセリングに関する著書、翻訳書（申請をする者が主として執筆をした部分に対して認定される） 図表を含む 4,000 字以上の場合を 5 点とし、以降 4,000 字を越えるごとに 5 点を加算。
- (3) 資格取得後の学術誌等に、審査を経て掲載されたキャリア教育、キャリア・カウンセリングに関わる研究論文・実践報告 20 点 ただし共同執筆の場合は 15 点
- (4) 資格取得後の学校・研究所等の紀要や報告書などに、無審査で掲載されたキャリア教育、キャリア・カウンセリングに関わる研究論文・実践報告 10 点 ただし共同執筆の場合は 5 点
- (5) 資格取得後、キャリア教育、キャリア・カウンセリングに関わるテーマで修士論文を執筆し、修士の資格を取得した者 30 点
- (6) 資格取得後、キャリア教育、キャリア・カウンセリングに関わるテーマで博士論文を執筆し、博士の学位を取得した者 40 点

### E その他

- (1) 資格取得後、文部科学省、都道府県教育委員会等における進路指導、カウンセリング、生徒指導、特別活動等に関する「手引書や指導資料」の作成協力、進路指導・カウンセリング等に関する指導業績や履歴は、その寄与度に応じて 5 点から 20 点の範囲で評価が与えられる。

第 4 資格認定委員会における書類審査に合格した者は申請によってキャリア・カウンセラーの資格が更新される。

付則 1 平成 29 年 10 月 14 日改定（平成 30 年 4 月 1 日施行）

- (2) 令和 4 年 11 月 12 日改定（令和 5 年 4 月 1 日施行）
- (3) 令和 7 年 9 月 14 日改定（令和 8 年 4 月 1 日施行）